

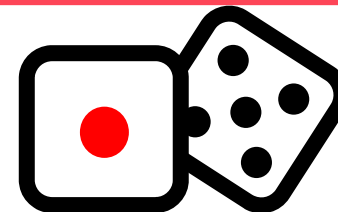


支援策も
いろいろ
紹介します!



食品小売業編

軽減税率等の準備のために



導入準備 開始

スケ
ジュールは？
目次

対応のポイ
ントは？
P 1

対象品目？
適用税率？
P 2

自社商品
やシステ
ムを確認

包装材料の
取扱い？
P 5

詰め合わせの
取扱い？
P 6

税務署
に相談



食品と日
用品を一
括して値
引きする
場合は？
P 7

どんな補
助金があ
るの？
P 15

価格表示の
方法は？
P 14

適格請求書保
存方式とは？
P 13

区分記載請求書の
記載事項とは？
P 11

請求書等保存の
留意点を確認
P 9

媒介者等の適格
請求書等の特例
P 8



税務署
に相談

金融・税制特例などの
支援措置はあるの？
P 16

もっと詳しく知
りたいときは？
P 17

社員教育
の実施

導入準備 完了

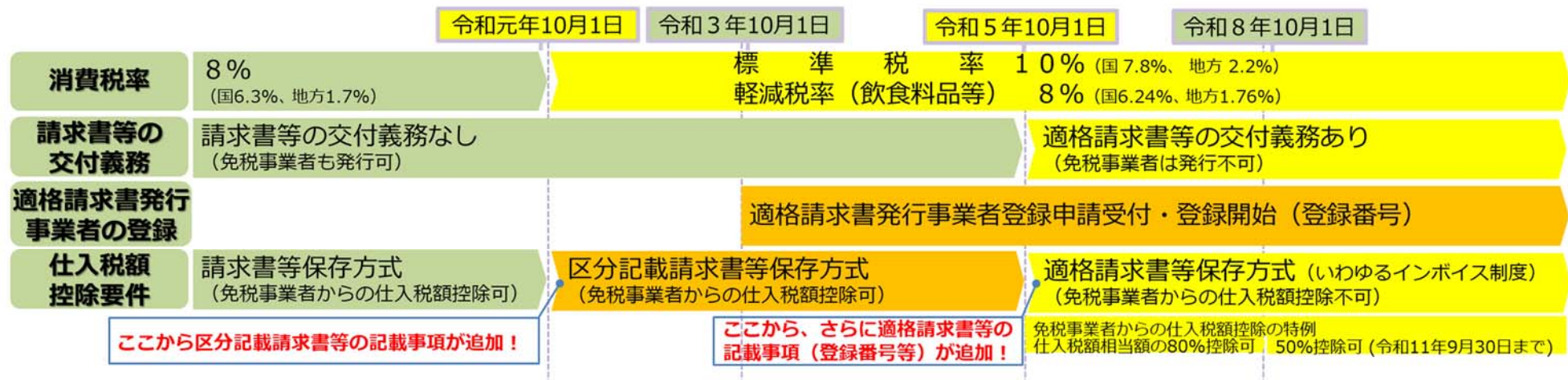
税務署への申請
や課税事業者の
登録など



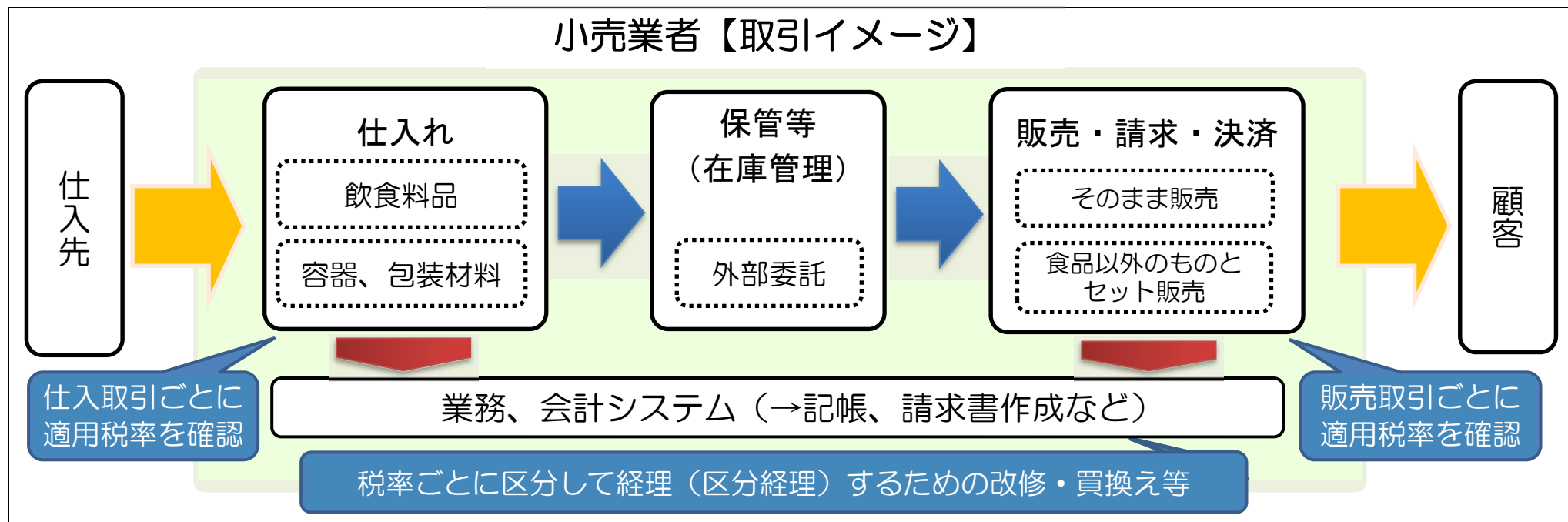
目 次

- 1 取引の流れと軽減税率対応のポイント・・・・・・・・・・ P 1
- 2 適用税率の判定に関する留意点・・・・・・・・・・ P 2
- 3 請求書等の保存に関する留意点・・・・・・・・・・ P 9
- 4 軽減税率制度の実施に伴う価格表示の留意点・・・・・・・・ P1 4
- 5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置・・・・・・・・ P1 5

【 軽減税率制度関連スケジュール 】



1 取引の流れと軽減税率対応のポイント



ポイント1 消費税額を計算するには、売上げに係る税額と仕入に係る税額を、税率ごとに区分する必要があります。このため、仕入、経費、販売の各取引について、軽減税率の対象となる取引の有無を確認しなければなりません。

仕入れ・経費

- 請求書等の各品目の適用税率に誤りがないか確認
- 税率等の記載がないものは取引先に確認 (請求書等へ追記可)

販売

- 販売する商品の適用税率を確認
- 一体資産、外食に該当する取引がないか確認

ポイント2 消費税の仕入税額控除の要件として、税率ごとに区分して必要事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

- 軽減税率に対応したレジの導入やシステムの改修等について検討 (中小企業・小規模事業者は軽減税率対策補助金の活用も検討 (P15))

適用税率の判定を正しく理解する必要があります。

「2 適用税率の判定に関する留意点」 (P2)

請求書等への記載事項を正しく理解する必要があります。

「3 請求書等の保存に関する留意点」 (P9)

2 適用税率の判定に関する留意点

○ 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」等の範囲

- ・ 軽減税率の適用対象は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行され定期購読される新聞」です。
- ・ 「飲食料品」※とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいいます。
- ・ ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用以外の用途で取引されるものは、飲食が可能であっても、「食品」には該当しません。

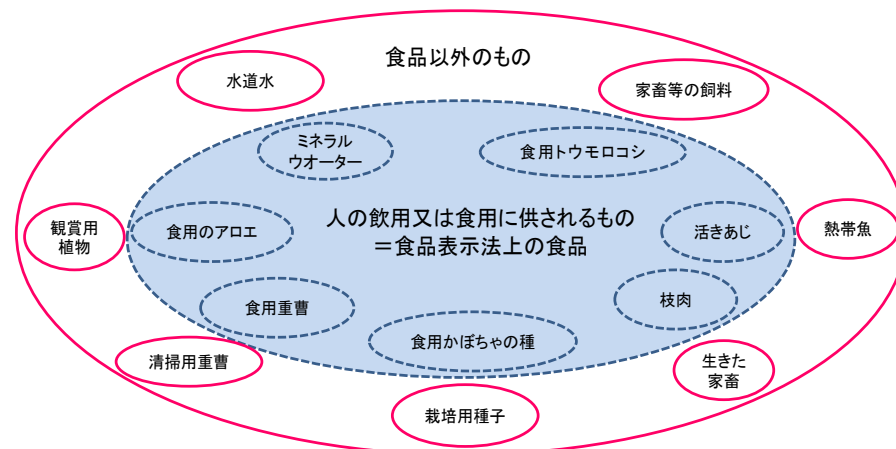
※ 「食品」と「食品」以外の資産が一の資産を形成、又は構成している一定の一体資産も含まれます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



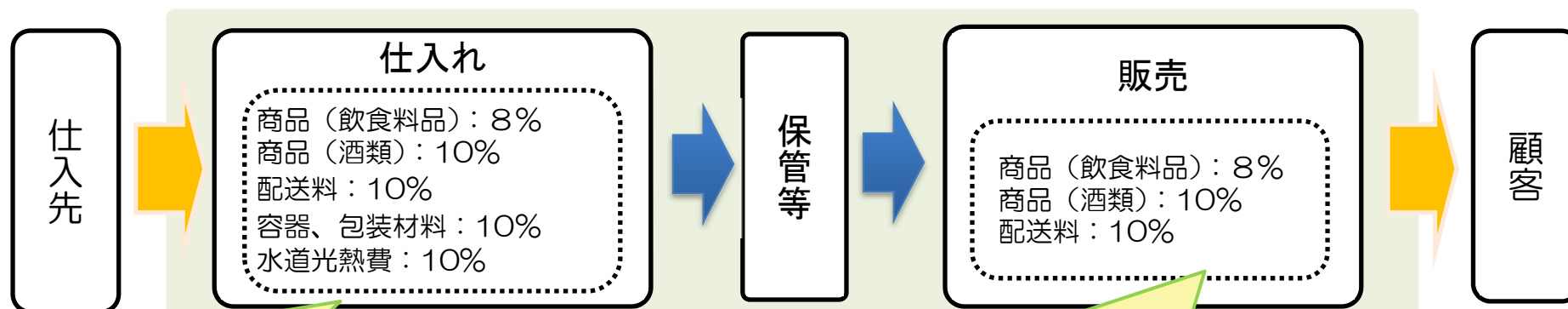
《食品の用途による判定イメージ》

＝色付き部分が、軽減税率の適用対象＝



○ 適用税率の判定時期

- ・ 軽減税率が適用されるか否かは、事業者が課税資産の譲渡等を行ったとき（取引時点）に判定します。



仕入先が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
※ 購入者である小売業者の用途は関係ありません。

販売者である小売業者が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
※ 購入者である顧客の用途は関係ありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【制度概要編】

（適用税率の判定時期）

問 11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

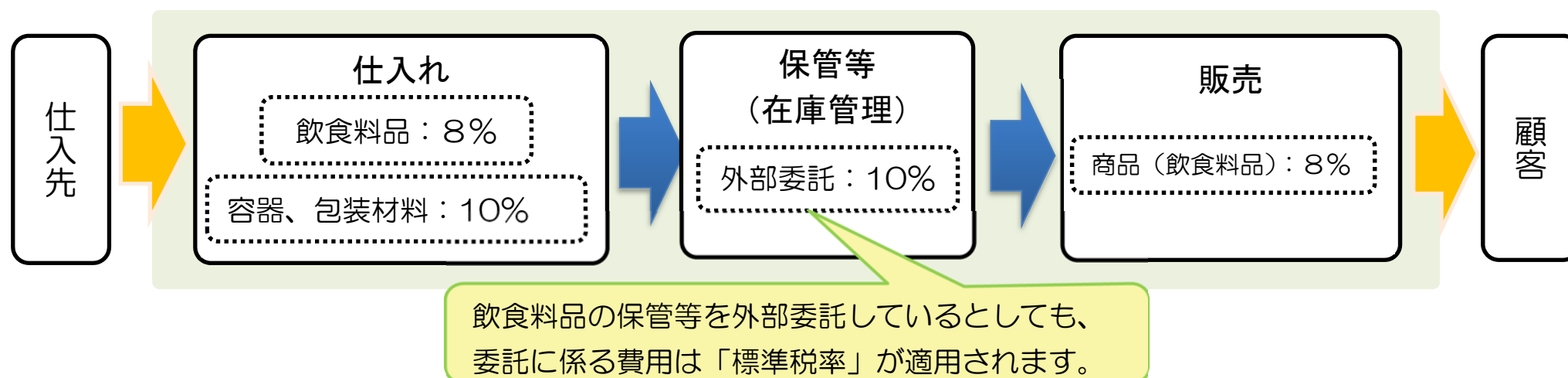
【答】軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

○ 保管等の外注委託の取扱い

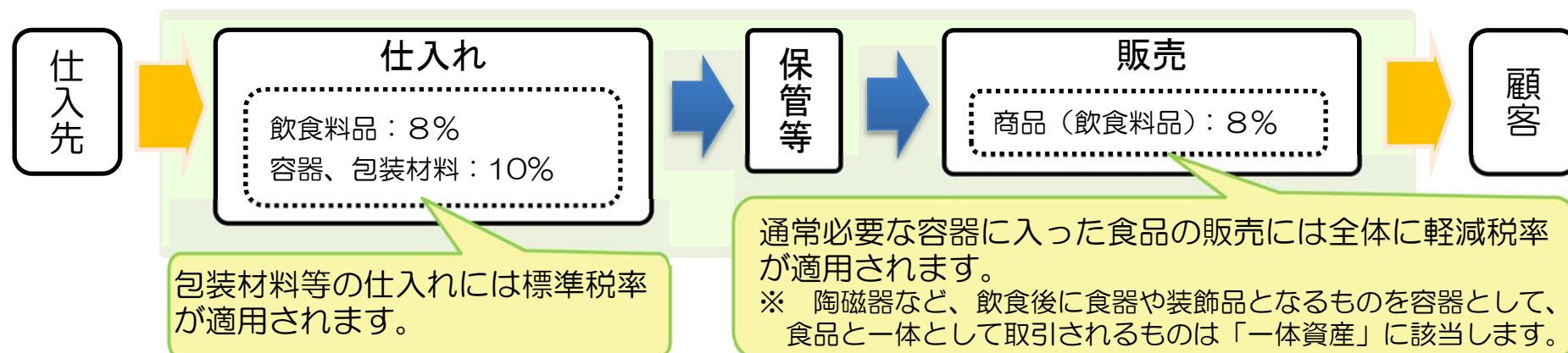
- ・ 保管等の外注委託に要する費用は、保管等という「役務提供」の対価であり、「飲食料品の譲渡」の対価ではないため、「標準税率」が適用されます。
- ・ 飲食料品（軽減税率の対象）の保管等を外部委託するための費用であっても、「標準税率」が適用されます。



飲食料品の販売に係る費用であっても、「役務提供」の対価に該当するものは、標準税率が適用されます。

○ 包装材料等の取扱い

- 飲食料品の販売に付帯して使用される容器、包装等（以下「包装材料等」といいます。）で通常必要なものは、これら包装材料等も含めその全体が「軽減税率」が適用される飲食料品の譲渡に該当します。
- 別途対価を定めて包装材料等の販売を行う場合は、「飲食料品の譲渡」ではないため、「標準税率」が適用されます。
※ 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトルなど、包装材料等そのものの販売は、軽減税率の適用対象外です。
- 陶磁器やガラス食器など、飲食後に食器や装飾品として利用できる容器を食品と一体となって価格を提示し販売する場合は、「一体資産」に該当し、一定の要件を満たすものに限り「軽減税率」が適用されます。



消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（桐の箱の容器）

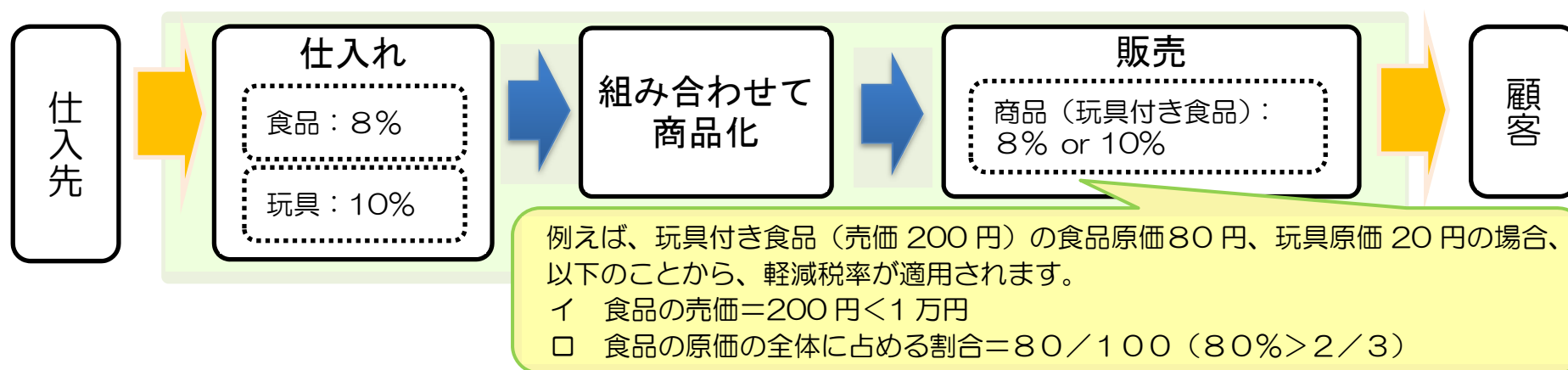
問 27 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

【答】 飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高額な飲食料品にあっては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかなきは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達3）。

○ 「一体資産」の意義と適用税率の判定

- 一体資産とは、「食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの」で、「一の資産としての価格のみが提示されているもの」をいいます。
- 一体資産の譲渡は、次のイ、ロの要件のいずれも満たすものに限り、**軽減税率が適用**されます。それ以外のものは、標準税率が適用されます。
 - イ その**販売金額（税抜き）が1万円以下**のもの
 - ロ 一体資産の価額のうち、**食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上**のもの
- 上記ロの割合については、事業者の販売実態等に応じ、例えば、次の割合などによって算定します。
 - (1) 一体資産の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
 - (2) 一体資産の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合



消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（合理的な割合が不明な小売事業者等）

問 96 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。